

◎ 東京都告示第九百七十号

第七百二十七条の二第一項の規定により、令和元年東京都条例第五十六号（長）において別に告示で定めることとされ、
法人の都民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、
人の事業税、個人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律
第二百二十六号）第七十二条の五十五第一項及び第二項の
規定による申告（年中途において事業を廃止した場合を
除く。）に限る。）、地方消費税並びに都たばこ税に係るも
の限り、その納期限等が令和元年十月十二日から令和二
年八月三十日までの間に到来するものについて、同月三十
一日とする。

令和二年七月十七日

東京都知事 小池百合子